

不利益処分の不服申立てについて、  
 審査請求人が死亡した場合の承継手続等を改正しました。  
 (平成23年6月1日から施行)

### 承継手続の改正

改正前は、審査請求人が死亡した場合、相続人等は審査請求手続を承継した旨を人事委員会に届け出なければなりませんでした。が、申し出なければならない、と改め、相続人等が承継しない場合の届出を廃止しました。

### 審査の打切却下事由の改正

請求人が死亡した場合の審査の打切却下事由について、「請求人の地位が承継されないとき又は請求人の相続人等がないとき若しくは知れないとき」から「請求人の死亡の日の翌日から起算して6月以内に承継の申出がないとき」に改正しました。

また、施行日(平成23年6月1日)前に請求人が死亡している場合についても、「施行日の翌日から起算して6月以内に承継の申出がないとき」には、打切却下事由に該当することになりました。

参考例は、以下のとおりです。

【施行日】		
H23.6.1		H23.12.1
例	死亡	打切却下事由該当
例	6月 死亡	打切却下事由該当
例	6月 死亡	打切却下事由該当
例	6月 死亡	打切却下事由該当
例	： 施行日前に死亡している場合 H23.12.1までに承継の申出がないときは、打切却下事由に該当	
例	： 施行日に死亡した場合 H23.12.1までに承継の申出がないときは、打切却下事由に該当	
例	： 施行日後に死亡した場合 死亡日の翌日から起算して6月以内に承継の申出がないときは、打切却下事由に該当	

### 問い合わせ先

詳しい内容は、長崎県人事委員会事務局職員課調整・審査班まで、お問い合わせください。【 095(894)3553 】